

## NPO 法人 FirstStep 親の勉強会に関する会費規程

(目的)

第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の親の勉強会事業(定款第5条(1)にあたる事業)の運営および関連する諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(性格)

第2条 この法人の「親の勉強会」は、この法人の根幹をなす事業である。この事業をもとに定款第5条に関するその他の事業が推進されるものである。したがって、この法人の利用者は基本的に親の勉強会参加者となることが好ましい。

(会員の範囲と義務)

第3条 勉強会参加者は、会費を納入しなければならない。また、当法人の個別支援を受けていて、かつ個別対応利用会員となった方についても、勉強会に参加する場合は別途、勉強会参加者としての会費を納めなければならない。

(会費)

第4条 勉強会参加者の会費は、次の通りとする。

(1) 利用会員 (1家族あたりにつき)

前期 (4月～9月) 会費 30,000円

後期 (10月～翌年3月) 会費 30,000円

新しい参加者については、初回納付金額はお試しとして 5,000円、翌月から月割計算にて算出した1期分の残り金額を納めるものとする。

なお、会費についてはいったん納めた会費は欠席や休会があつたとしても基本的に返金しないという立場を貫いている。

それは当法人が任意団体であつたころからの方針として、都度払いではなく、半年期ごとの支払いとすることで、「親の積極的な取り組みを覚悟してもらおう」という強い思いで決められたものである。

(2) 勉強会のお試し参加会費

事前面談を済まされた方で、その後、勉強会に参加されるかどうかを判断するために、一度だけ、勉強会にお試し参加ができる。1家族あたり会費は 5,000円とする。

### (3) 勉強会支援スタッフなどについて

ひきこもり・不登校に関する支援員と当会に理解ある一般人、さらに以前、当会の会員であって問題の解決されたご家族、および当事者の方で当会を積極的に支援してくださる方、については会費を不要とする。

ただし、実働を伴うスタッフとして参加するにはあらかじめ理事長、または他の理事の承認を必要とする。

### (会費の納入)

第5条 会員は、前期は3月末までに、後期は9月末までに銀行振り込みにて納めなければならない。お試しの会費についても、銀行振り込みにて納めることを基本とする。

### (役割)

第6条 会員、スタッフは、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

(1) 参加されている方々の個人情報保護の厳守

(2) 多重関係についての配慮

(3) 参加者、スタッフは勉強会においてポリフォニー（多声性：さまざまな声が共存すること）を尊重し、全ての者が対等の立場で多様な意見を語り合い、より具体的な解決方法を模索していくものとする。

### (休会)

第7条 会員は、病気・海外赴任・災害等により、会員としての活動が著しく困難な場合、理事長に休会の申し出を行うことができる。

1 この申し出が適当と判断される場合、1年以上2年以内の期間に限り休会扱いとすることができる。

2 休会中の会員に対しては、すでに収めた会費について返金はしない。

3 休会中の会員は、申出によりいつでも会員に復帰することができる。新たな会費については前期、または後期の会費の月割計算にて算出した金額を納めるものとする。

4 休会期間が2年を超えた場合は理事長の判断にて退会したものとみなすことができる。

### (規定の変更)

第8条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。